

[事案 29-69] 遅延利息支払請求

・平成 30 年 3 月 6 日 和解成立

<事案の概要>

支払われた手術給付金の疾病入院給付日額に対する給付倍率が 10 倍であったため、本手術は給付倍率が 20 倍であるなどと主張して、差額の手術給付金および遅延利息の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主な主張>

咽喉の腫瘍について気管切開術を受けたので、平成 4 年 4 月に契約した終身保険の疾病入院特約にもとづき手術給付金を請求したところ、本手術は、約款に定める「気管、気管支、肺、胸膜手術（開胸術を伴うもの。）」に該当するとして、手術給付金の疾病入院給付日額に対する給付倍率が 10 倍として支払われた。

しかしながら、本手術は、約款に定める「その他の悪性新生物手術」に該当し、給付倍率は 20 倍であるので、手術給付金の差額および遅延利息を支払ってほしい。

<保険会社の主張>

以下の理由から、申立人の請求には応じられない。

- (1) 本手術が、約款に定める「その他の悪性新生物手術」に該当することが判明した後、請求書の提出により差額分を支払うことを速やかに申立人に通知しているが、提出されない。
- (2) 本手術が「その他の悪性新生物手術」に該当していることは、給付金請求当時には分からず、事実確認を行って初めて判明した。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、給付金請求以降の状況等を把握するため、申立人に事情聴取を実施した。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の請求は認められないが、紛争の早期解決等の観点から、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、手続を終了した。